

第1 健康づくりの推進

現状と課題

(現状)

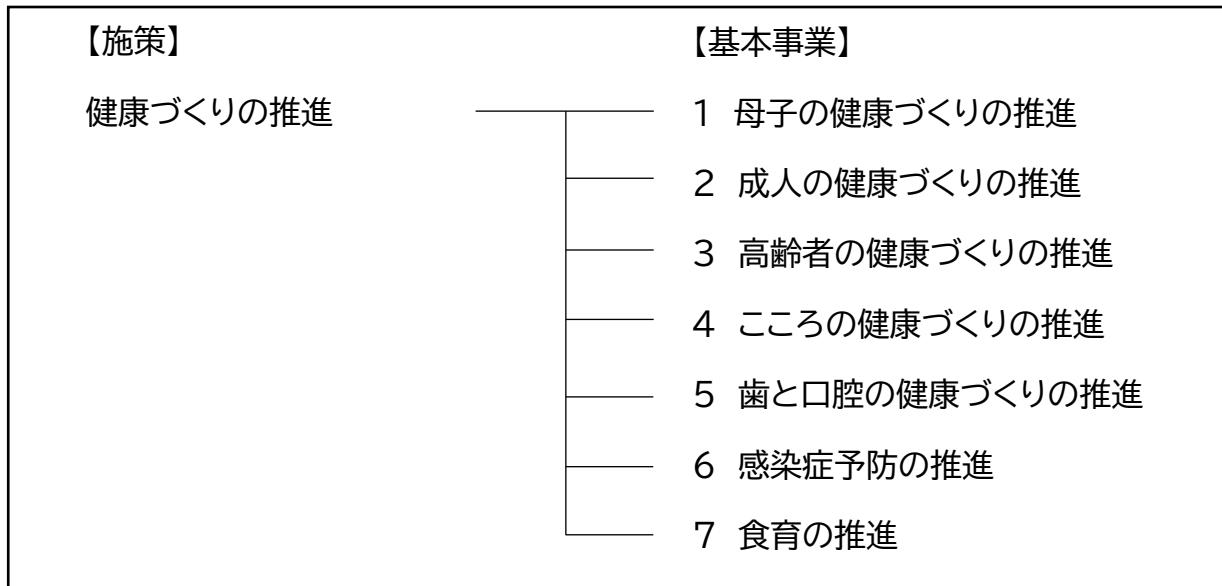
- 妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦が増加しています。
- 運動不足や食習慣の乱れにより、生活習慣病は増加しています。
- 死因別死亡率はがんによるものが一番高くなっていますが、各種がん検診受診率は低い状況が続いています。
- 高齢者世帯や一人暮らし世帯が増えています。
- 自殺死亡率は低下していますが、高齢者の自殺死亡率が高い現状が続いています。
- 成人期以降、定期的な歯科健康診査を受けていないことで、適切な 口腔ケアを行えない人が多くなっています。
- 栄養バランスに配慮した朝食を摂取する人の割合が減少しています。

(課題)

- 安心して子育てにのぞめるよう、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援が必要です。
- 健康寿命の延伸を図るため、個々に合った正しい食生活や健康づくりの支援が必要です。
- 病気の早期発見や早期治療を行うため、各種健康診査や各種がん検診の受診率の向上が必要です。
- 要介護状態にならないために、高齢者の健康づくりの推進が必要です。
- 自殺の未然防止に取り組むため、こころの健康づくりを推進し、相談体制の充実を図ることが必要です。
- 自分の歯や口腔に関心を持ち、定期的に歯科健康診査や指導を受け、適切な口腔ケアを習慣化する必要があります。
- 感染症の重症化を防ぐには予防接種が有効であることから、予防接種率の向上が必要です。
- 結核の感染を防ぐため、健診受診率の向上とともに、市民の意識の向上が必要です。
- 栄養バランスに配慮した食事の摂取について、日々の食生活で実践できる力を養うため、保護者と子どもそれぞれに対する取り組みが必要です。



施策の体系



施策の方向

○心身ともに健康な人が増えるよう、関係機関と連携しながら健康づくり事業を推進し、健康寿命の延伸に取り組みます。

【基本事業1】母子の健康づくりの推進 «SDGs③⑦» [総合戦略3-ア]

○妊産婦や乳幼児期に関する正しい知識の更なる普及啓発を図り、安心して出産や育児を行えるよう、支援体制の充実を図ります。

○子どもを望む夫婦に対して、治療費の助成について支援します。

○各種健康診査や健康相談の受診率を更に向上させ、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。

【基本事業2】成人の健康づくりの推進 «SDGs③⑦» [総合戦略1-イ]

○各種健康診査やがん検診の受診率の向上を図り、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。

○生活習慣病予防の知識の普及を図り、自分に合った健康づくりが実践できるよう、支援体制の充実を図ります。

【基本事業3】高齢者の健康づくりの推進 «SDGs③⑦» [総合戦略1-イ]

- 関係機関と連携し、健康づくりや介護予防の知識の普及を図り、高齢者健康づくり事業参加者を増やします。
- 後期高齢者健康診査の受診率を向上させ、疾病等の早期発見と治療に結び付けていきます。

【基本事業4】こころの健康づくりの推進 «SDGs③⑦» [総合戦略1-イ]

- 適切な支援につなげるため、ゲートキーパーを養成し、自殺対策を支える人材の養成を継続します。
- 関係機関と連携し、こころの健康づくりの知識の普及を図ります。
- 相談窓口の周知に努め、こころの健康づくりに関する相談体制の充実を図ります。

【基本事業5】歯と口腔の健康づくりの推進 «SDGs③⑦» [総合戦略1-イ]

- 歯科相談や適切な口腔ケアが実践できるよう、専門職の配置や相談機会の確保などの必要な支援体制の充実を図ります。

【基本事業6】感染症予防の推進 «SDGs③⑦» [総合戦略1-イ]

- 予防接種の実施率を高めるため、予防接種の知識の普及と積極的な受診勧奨を行います。
- 結核についての知識の普及を図り、早期発見のため積極的な受診勧奨を行います。

【基本事業7】食育の推進 «SDGs②⑫» [総合戦略1-イ]

- 食育の普及啓発を図るとともに、健全な食生活ができるようボランティア(食生活改善推進員)の育成等による支援体制の充実を図ります。



第4章 健康でふれあいのある地域づくり

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①健康だと感じている人の割合 (市民意識調査)	58.9%	59.2%	60%
基本事業1	②11週以下の妊娠届出率	92.3%	93.3%	100%
	③3歳児健康診査受診率	99.5%	99.6%	100%
基本事業2	④大腸がん検診受診率	11.9%	11.8%	50%
	⑤国保特定健診受診率	40.7%	39.2%	60%
	⑥国保特定健診受診者中の肥満者の割合	33.3%	31.4%	25%以下
基本事業3	⑦高齢者健康づくり事業参加者割合	39.9%	26.5%	40%
	⑧後期高齢者健診受診率	20.70%	22.88%	34%
基本事業4	⑨ゲートキーパー養成講座受講者数(累計)	113人	921人	1,761人
基本事業5	⑩3歳児歯科健康診査でむし歯のない人の割合	81.6%	90.9%	100%
	⑪65歳以上で口腔機能の低下があると感じる人の割合	17.6%	22.8%	10%
基本事業6	⑫MR(麻しん風しん混合)予防接種率 1期	88.9%	81.9%	95%
	⑬MR(麻しん風しん混合)予防接種率 2期	95.1%	96.9%	100%
	⑭結核検診受診率	60.8%	51.8%	80%
基本事業7	⑮朝食に主食とおかず(主菜・副菜)のそろったものを摂取する人の割合(幼児)	57.0%	47.3%	85%
	⑯朝食に主食とおかず(主菜・副菜)のそろったものを摂取する人の割合(小学生)	58.2%	50.3%	85%

【目標値の考え方】

- ①健康だと感じている人の割合を高めるもの。
- ②早期妊娠届出率 100%を目指すもの。
- ③健やかな子どもの心身の発育を促すため、受診率100%を目指すもの。
- ④大腸がん検診の受診率を高めるため、前期計画に定める目標値を目指すもの。
- ⑤厚生労働省が設定する目標値に準じ、「宮古市国民健康保険第3期データヘルス計画」目標値を目指すもの。
- ⑥生活習慣病予防のため肥満者の割合について、前期計画に定める目標値を目指すもの。
- ⑦事業参加者の増加を目指すもの。(65歳以上人口に占める事業参加者割合)
- ⑧「岩手県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画」に掲げられている目標値 34%を目指すもの。
- ⑨年間養成数を 140 人(市民 100 人、市職員 40 人)として毎年増加を目指すもの。
- ⑩むし歯ゼロを目指すもの。
- ⑪歯と口腔の健康を保つことにより、生涯にわたって豊かで質の高い生活を目指すもの。
- ⑫小児のワクチン接種率を高めるため、前期計画に定める目標値を目指すもの。
- ⑬接種率を高めるため100%を目指すもの。
- ⑭検診受診率を高く保つことを目指すため、前期計画に定める目標値を目指すもの。
- ⑮幼児期においてバランスのとれた朝食を摂取する人の割合を高めるため、前期計画に定める目標値を目指すもの。
- ⑯学童期においてバランスのとれた朝食を摂取する人の割合を高めるため、前期計画に定める目標値を目指すもの。

関連計画

宮古市健康増進計画

宮古市国民健康保険第3期データヘルス計画

宮古市自殺対策計画

宮古市歯と口腔の健康づくり基本計画

第4次宮古市食育推進計画

岩手県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画



第2 医療の充実

現状と課題

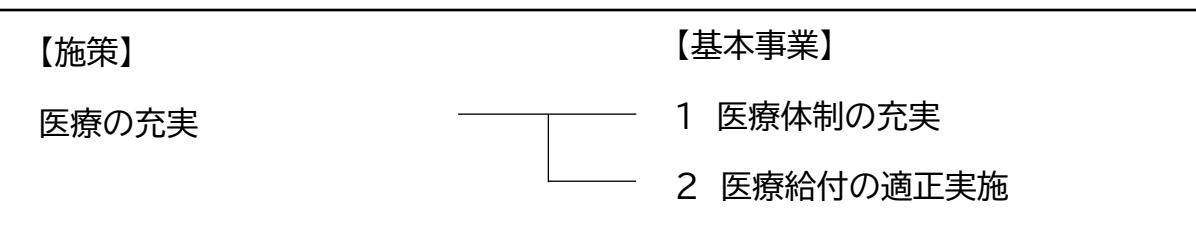
(現状)

- 4カ所の国保診療所を運営しています。また、日曜祝日に宮古医師会及び宮古薬剤師会の協力を得て休日急患診療所を運営しています。
- 祝日に診療を行う歯科診療機関がないことから、宮古歯科医師会に祝日歯科診療事業を委託しています。
- 地域医療に対する市民の満足度は、目標値に届いていません。
- 宮古医療圏の一部の急性期患者は、盛岡圏域に搬送されています。
- 医療給付事業は、子ども(0歳から18歳まで)、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭等及び寡婦を対象に行っています。

(課題)

- 国保診療所については、それぞれの地域において唯一の診療機関であることから、今後も安定して運営できるよう体制の維持が必要です。
- 市民が安心して必要な医療を受けられるよう、県立宮古病院や市内医療機関の医師や看護師などの確保が必要です。
- 市民が急性期において早期の高度医療が受けられるよう、救急医療体制の充実が必要です。
- 医療給付事業対象者の経済的負担の軽減のため、医療給付事業の適正な実施が必要です。

施策の体系



施策の方向

- 国保診療所等を運営し、市民が安心して医療を受けられる場を確保します。
- 医師等養成奨学資金貸付制度の周知に努めるとともに、医師等医療従事者確保の施策の展開に取り組みます。

- 県に地域医療関係施策の拡充を強く働きかけるとともに、関係機関と連携し地域医療の充実に取り組みます。
- 医療給付事業の資格要件を満たすすべての人が、給付を受けられるよう、申請勧奨等を行います。

【基本事業1】医療体制の充実 <SDGs③⑦> [総合戦略1-イ]

- 安定した医療体制を維持するため、国保診療所等を運営します。
- 医師や看護師の確保を目的とした、医師等養成奨学資金貸付制度に取り組みます。
- 県立病院をはじめとする医師及び看護師確保対策の強化や救急医療体制の整備等について、関係機関と連携して県に強く働きかけます。

【基本事業2】医療給付の適正実施 <SDGs③> [総合戦略3-イ]

- 医療給付事業を実施し、対象者の医療費負担を軽減することにより、早期治療を促進し、重症化予防を図ります。
- 医療給付事業の資格要件を満たすすべての人が、給付を受けられるよう、申請勧奨等を行います。

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①地域医療の充実に対する市民満足度	42.5 点	32.8 点	60.0 点
基本事業1	②全直営診療所の年間稼働率	100%	100%	100%
基本事業2	③有資格者への受給者証交付率	99.6%	99.9%	100%

【目標値の考え方】

- ①地域医療の充実に対する市民満足度を高めるもの。
- ②年間稼働率100%を維持するもの。
- ③資格要件を満たす人が漏れなく受給者証の交付を受けることを目指すもの。



第3 地域福祉の充実

現状と課題

(現状)

- 急速に進む少子高齢化、核家族化の進行及び社会経済状況の変化に伴い、地域住民相互の社会的つながりが希薄化しています。
- 福祉の支援を必要としている人が増えるとともに、虐待やひきこもりといった社会問題が顕著に現われるなど、そのニーズは複雑・複合化しています。
- 市民の意識調査では、ボランティア活動などの社会福祉活動への関心の高さが示されています。
- 高齢や障がいなどの理由により災害時に自力で避難することが困難な人に対する避難支援体制の整備が求められています。
- 保健福祉に関する相談については、市の担当窓口や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどで、相互に連携を図り対応しています。相談内容が複雑・複合化してきていることに伴い、単一相談機関だけでは解決できないケースが増加しています。

(課題)

- 子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域や家庭で生活する中で、より良い地域づくりへの取り組みや、近隣とのふれあいや交流を大切にした地域福祉を推進する必要があります。
- ボランティア団体やNPO団体、社会福祉協議会及び行政が連携し、現在の活動における課題を共有し、活動情報の発信を促進するとともに相互に連携して活動の輪を広げていく必要があります。
- ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯など、災害時に何らかの支援が必要となる人の把握とその情報の適正な利用方法の確立など、災害時の支援体制づくりが課題です。
- アウトリーチを含め、身近に、気軽に、総合的に相談できる重層的な相談支援体制を整備する必要があります。

施策の体系

【施策】

地域福祉の充実

【基本事業】

- 1 福祉ボランティア活動の推進
- 2 福祉ネットワークづくりの推進
- 3 重層的な相談支援体制の充実

施策の方向

- 福祉サービスを効果的に提供していくため、地域福祉活動の拠点としての宮古市総合福祉センターの機能維持や関係機関・団体との連携を強化します。
- 福祉に関する地域ボランティアや市民の自主的活動を支援します。
- 生活の中で日常的に起こりうる高齢、障がいをはじめとする様々な福祉課題の解決のため、住民同士のつながりのもと、お互いに助け合うための地域活動を推進します。
- 関係機関と連携しながら福祉ニーズの把握に努め、重層的な相談支援体制の整備に取り組みます。
- 市民の福祉意識の高揚を図るため、様々な福祉体験の機会を提供します。

【基本事業1】福祉ボランティア活動の推進 <<SDGs①③⑯>> [総合戦略1-イ]

- 福祉ボランティア活動について情報提供し、市民の福祉ボランティアに対する意識の向上を図ります。
- みやこボランティア連絡協議会と連携し、市民のボランティア活動の促進に取り組みます。

【基本事業2】福祉ネットワークづくりの推進 <<SDGs③⑯>> [総合戦略1-イ]

- 避難行動要支援者への支援などの地域ぐるみの活動を推進します。
- 生活圏域の地域住民、民生委員児童委員、町内自治組織、福祉関連事業者等のネットワークの構築を図り、地区の状況に応じた包括的な支援活動の推進を支援します。

**【基本事業3】重層的な相談支援体制の充実 《SDGs①③⑧⑩⑯》[総合戦略1-イ]**

- 地域の相談役でもある民生委員児童委員の活動を促進し、相談体制の充実を図ります。
- 市の保健福祉部局の窓口や福祉サービス事業者などが連携し、相談者のニーズに応じた重層的な相談支援体制の整備を図ります。
- 市や社会福祉協議会の広報誌、ホームページ、各種パンフレット等により、保健・医療・福祉に関する情報の周知を図るとともに、福祉サービス事業者にサービス内容の情報発信を働きかけ、利用者にとって分かりやすい情報の提供となる体制の整備を推進します。

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①「生活上の課題を相談できる機会や場所」、「必要なときに手助けをしてもらえる環境」、「住民同士のつながりが広がる機会や場所」に対する総合的な市民満足度	42.0 点	39.1 点	60.0 点
基本事業1	②必要なときに手助けしてもらえる環境に対する市民満足度	40.3 点	36.7 点	60.0 点
基本事業2	③住民同士のつながりが広がる場や機会が身近にある環境に対する市民満足度	43.7 点	41.5 点	60.0 点
基本事業3	④地域包括支援センター、くらしネットみやこ相談室、基幹相談センターの総合相談件数	60,179 件	17,370 件	27,000 件

【目標値の考え方】

- ①市民意識調査「福祉・健康」分野のうち、「生活上の課題を相談できる機会や場所」、「必要なときに手助けしてもらえる環境」及び「住民同士のつながりが広がる機会や場所」に対する市民満足度を総合的に高めるもの。
- ②必要なときに手助けしてもらえる環境に対する市民満足度を高めるもの。
- ③住民同士のつながりが広がる場や機会が身近にある環境に対する市民満足度を高めるもの。
- ④2023(令和5)年度実績に基づき、人口減少に伴う相談件数の減も考慮しつつ、重層的な相談体制の維持を目指すもの。

第4 高齢者福祉の充実

現状と課題

(現状)

- 高齢者人口は減少傾向ですが、高齢化率の上昇は続くと予想されます。
- 高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれます。
- 市内介護事業所では人材不足傾向にあることから、高齢者人口の予測や介護ニーズを踏まえた人材確保が必要です。

(課題)

- 高齢化率の上昇が続くと予想されることから、引き続き介護・福祉・医療などの公的サービスの充実や、住まい・生活支援・介護予防等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進が求められています。
- 要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域に根ざした介護体制の確立が求められています。
- 利用者の選択に基づくサービス利用を可能にするため、介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者本位のサービス提供が求められています。

施策の体系

【施策】	【基本事業】
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">1 地域包括ケア体制の推進2 自立した暮らしを継続する支援3 介護サービスの円滑な実施

施策の方向

- すべての高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援します。
- 介護を必要としない人が、将来にわたってその状態を維持できる環境の整備を進めます。
- 介護を必要とする人が住み慣れた地域の中で、必要かつ十分なサービスを受けられる体制の整備を進めます。



第4章 健康でふれあいのある地域づくり

【基本事業1】地域包括ケア体制の推進 «SDGs③⑦»[総合戦略1-イ]

○地域包括支援センターを中核機関として、高齢者が住み慣れた地域で、お互いに尊重し支え合いながら、その人らしい生活を継続することができるよう、介護、介護予防、医療等のサービスを包括的に切れ目なく提供します。

【基本事業2】自立した暮らしを継続する支援 «SDGs③⑪⑦»[総合戦略1-イ]

○高齢者の社会参加の促進や介護予防事業の充実による「介護を必要としない高齢者の増加」を目指し、効果的な介護予防ケアマネジメント及び自立支援に向けたサービスを展開し重度化予防を推進します。

【基本事業3】介護サービスの円滑な実施 «SDGs③⑦»[総合戦略1-イ]

○介護サービスの円滑な実施を確保するために、ICTの活用により介護認定までの手続きの迅速化に取り組むとともに、利用者の意向を十分に反映したサービスが提供できるよう、事業者間の連携を支援します。

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①要介護・要支援高齢者の割合	17.9%	17.3%	17.4%
基本事業1	②地域包括支援センター相談件数	7,944 件	15,517 件	13,000 件
基本事業2	③介護予防教室(シルバーリハビリ体操教室)参加者数	13,717 人	9,589 人	12,000 人
基本事業3	④要介護認定の申請から認定に要する日数	56 日	49.7 日	43 日

【目標値の考え方】

- ①要介護・要支援高齢者の割合を低く維持し、健康寿命の延伸を目指すもの。
- ②高齢者人口が減少する中で、相談件数を維持するもの。
- ③介護予防・重度化防止を目指すもの。
- ④介護サービスを円滑に提供するため、要介護認定の申請から認定に要する日数を現状値より短縮するもの。

関連計画

宮古市高齢者福祉計画

介護保険事業計画

第5 子育て支援の充実

現状と課題

(現状)

- 少子化の進行及び核家族化、共働き家庭の増加等に伴い、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化するなど、家庭における養育能力や地域における子育て力など子育て環境が変化してきています。
- 子どもの成長発達や子育て・保育の困難さについて悩んでいる保護者や支援者がいます。
- 働き方改革により、家庭における子育ての在り方が変わってきています。
- 最低基準上の保育士数は確保していますが、常時保育士を募集しても応募がほとんどなく、十分な保育士数を確保できない状況です。
- 出産後間もなく若しくは産後休暇明けから子どもを預けて働く保護者もいるため、3歳未満児、特に0歳児からの保育ニーズが年々高まっています。
- 保育に要する費用の無償化など、子育てにかかる経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図っています。
- 老朽化が進んでいる保育施設があります。

(課題)

- 親子の交流の場や子ども同士の交流など、多くの人のふれあいや体験の機会の拡大が必要です。
- 様々な機会や体験を通じて、親子それぞれが学んでいける取り組みの推進が必要です。
- オンライン相談など身近に相談できる場所の設置や保育現場に即した支援が求められています。
- 様々な課題に対応した質の高い研修機会の提供が必要です。
- 民間活力の活用も含め、保育所の適正配置等が必要です。
- 臨時・再任用保育士の採用、潜在保育士の活用等による保育士の確保及び保育の質の担保が必要です。
- デジタル化など子育て世帯の多様なニーズに応じたサービスが必要です。
- 保育に要する費用の無償化など、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減が引き続き必要です。
- 老朽化が進む保育施設に通う子どもたちのため、安全な保育環境づくりが必要です。



第4章 健康でふれあいのある地域づくり

○国の指針を踏まえながら、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりについての検討が求められています。

○SNSなどを活用した、多様な子育て情報の発信が求められています。

施策の体系

【施策】	【基本事業】
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none">1 子育て支援体制の充実2 保育サービスの充実3 放課後児童の健全育成4 地域ぐるみの家庭教育の推進

施策の方向

○子育て家庭に対する多様な情報発信と切れ目のない支援の充実を図るとともに、地域や関係機関等と連携し、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

【基本事業1】子育て支援体制の充実 <SDGs①②③④⑪⑯⑰> [総合戦略3-ウ]

○こども家庭センターにおいて、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応した切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

○保護者及び保育現場をはじめとした支援者への継続した支援とともに、外部講師や関係機関の協力を得て研修機会を提供します。

○在宅子育て支援金の支給のほか、国民健康保険税の子どもにかかる均等割の減免など、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を図ります。

○育児に関する相談や情報交換、親子の交流、仲間づくりなどができる拠点として、子育て支援センターやつどいの広場を運営し、子育てに対する不安や負担の解消を進めます。

○「ファミリーサポートセンター事業」や「訪問型子育て支援事業」など、育児に対する支援の充実を図ります。

○子ども食堂の実施など、子どもの貧困対策の充実を図ります。

○学校や家庭以外の子どもの居場所づくりを検討します。

○ホームページやSNSを活用した情報発信の充実を図ります。

【基本事業2】保育サービスの充実 《SDGs①③④⑯⑰》[総合戦略3-ウ]

- 国の児童教育・保育の無償化の実施に併せた、市独自の無償化の対象範囲拡大を引き続き実施します。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、需要を的確に把握し、一時保育や延長保育、病児・病後児保育など保育サービスの拡充を図ります。
- 就学前児童数及び保育需要に応じ、民間の活用も含めた保育所等の適正配置を進め、利用したい人が利用できる安定した供給量の確保に努めます。
- 老朽化が進んでいる保育施設の計画的な修繕等必要な整備を図ります。
- 潜在保育士の活用等により保育士の確保を図り、保育士の就労環境の改善を図ります。

【基本事業3】放課後児童の健全育成 《SDGs①③④⑯⑰》[総合戦略3-ウ]

- 日中、保護者が不在となる小学校の児童を対象に学童の家を開設し、適切な遊びや学習を通して健全な育成を図ります。
- 研修、情報交換の場を提供するなど放課後児童支援員の質の向上に努めます。
- 放課後児童を対象に、安全・安心な居場所として放課後子ども教室を開設し、市民のニーズに応える運営を目指します。

【基本事業4】地域ぐるみの家庭教育の推進 《SDGs③④⑯⑰》[総合戦略3-ウ]

- 乳児期、幼児期、小・中学校期などの子どもの成長に応じたしつけや食育、性教育、子どもとの関わり方などについて学ぶ機会を提供します。
- 学校、地域との連携強化を図りながら、子育てについての学習機会の拡充を図り、子育ての手法が次の世代にも活かされるよう地域ぐるみの家庭教育を支援します。



第4章 健康でふれあいのある地域づくり

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①子育て環境に対する市民満足度	45.1 点	43.4 点	50.0 点
基本事業1	②子育て支援拠点施設の利用満足度	—	—	80.0 点
	③子育てに関する市ホームページの閲覧数	27,567	60,797	85,000
基本事業2	④子どもを預けたいときに預けられる場所があることに対する市民満足度	—	44.5 点	50.0 点
基本事業3	⑤学童の家利用者の満足度	88.2 点	91.0 点	92.0 点
	⑥放課後子ども教室利用者の満足度	97.6 点	91.3 点	95.0 点
基本事業4	⑦子育てに関する講座の参加者数	4,382 人	2,003 人	3,800 人

【目標値の考え方】

- ①全体のうち半数以上の人人が満足する状態を目指すもの。
- ②概ね 8 割の利用者が満足する状態を目指すため設定したもの。
- ③子育てに関する市のホームページを、子ども 1 人あたり年間 15 回閲覧することを目標とするもの。
- ④全体のうち半数以上の人人が満足する状態を目指すもの。
- ⑤学童の家利用者の満足度を高めるもの。
- ⑥放課後子ども教室利用者の満足度を高めるもの。
- ⑦事業参加者をコロナ禍前の2018(平成 30)年度並みとすることを目標とするもの。

関連計画

第3期宮古市子ども・子育て支援事業計画



第6 障がい福祉の充実

現状と課題

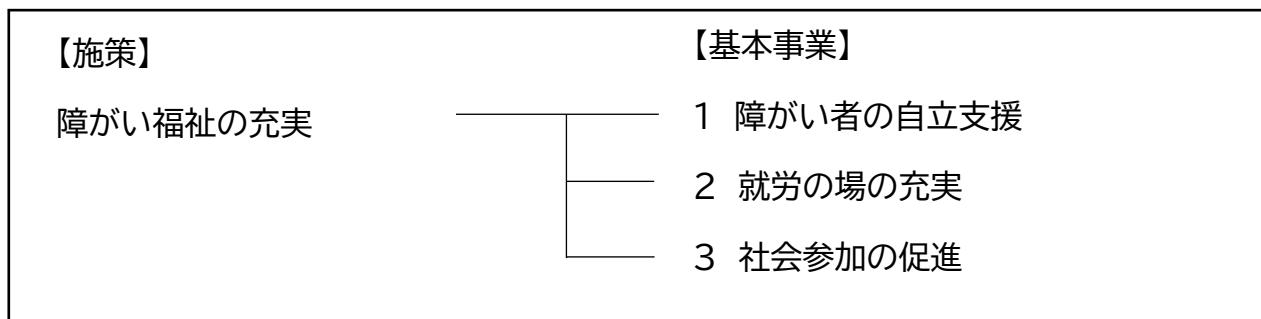
(現状)

- 障がい児・者が自立した日常生活を送るうえで必要な支援の充実が望まれています。
- 障がい者の就労をめぐる環境は厳しく、社会福祉施設での訓練を経ても、一般就労へつながることは難しい現状にあります。
- 障がい児・者が住み慣れた地域で生活し社会参加するために必要な個別性・多様性に対応したサービスの提供が求められています。

(課題)

- 障がい児・者が各々の能力を活用しながら、自立のための施策と地域での生活の場の状況に応じた支援等を受けられる体制を整える必要があります。
- 働く意欲のある障がい者が可能な限り働けるようにするために、関係機関が連携し、就労に必要な様々な訓練を受けることのできる場を充実する必要があります。
- 障がいがあったり、発達が気になる子どもを早期療育につなげるために支援体制の継続が必要です。

施策の体系



施策の方向

- 各年齢層における多様なニーズに対応したサービスの提供により、障がい児・者の自立を支援します。
- 関係機関との連携により、生活訓練や就労訓練、求職活動など総合的な支援を行い、障がい者の就労機会の確保を図ります。



第4章 健康でふれあいのある地域づくり

- 障がい児・者が必要とする支援やサービスなどの情報を取得し、利用できる環境整備に取組みます。
- 全ての人が差別や権利侵害を受けることなくともに生きる社会を目指します。

【基本事業1】障がい者の自立支援 «SDGs③⑩⑪⑯» [総合戦略1-イ]

- 障害福祉サービスの必要量の確保に努めるとともに、障がい者が一時的に福祉施設を利用することができるサービスの充実を図ります。
- 一人では公共交通機関の利用が困難な障がい者の移動を支援するサービスの充実を図ります。
- グループホーム、ケアホームなどの整備と、一般住宅への入居を支援するなど、障がい者の住まいの場の確保を図ります。
- 要援護者が必要な時期に適切な権利擁護支援を受けることができるよう、宮古圏域成年後見センターを中心とした、権利擁護支援体制の確保に取り組みます。

【基本事業2】就労の場の充実 «SDGs③④⑧⑩⑯» [総合戦略1-イ]

- 障がい者の就労を進めるため、生活訓練に関する事業の充実や職業訓練制度の利用促進を図ります。
- 障がい者の支援施設等に対する発注機会の拡大を図るため、受注可能な物品や役務等の広報活動を支援します。
- 職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、学校、医療機関など、障がい者の就労支援を実施する関係機関とのネットワークの充実を図り、個々の障がい者に応じた支援を行います。

【基本事業3】社会参加の促進 «SDGs③⑩⑯» [総合戦略1-イ]

- 障がい者が地域で活動できる機会を確保するため、障がいの個別性や年齢層を考慮した多様な事業の展開や必要な情報の提供体制を構築します。
- 重度心身障がい者の受け入れ態勢を整え、活動の場を確保します。
- 障がい者が気軽に社会参加できる環境づくりと、日常生活におけるコミュニケーションを支援します。

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①障がい者の社会参加しやすい環境に関する市民満足度	37.8 点	38.5 点	60.0 点
基本事業1	②地域生活移行者	—	0 人	11 人
基本事業2	③一般就労移行者及び就労継続支援利用者数	274 人	328 人	360 人
基本事業3	④地域活動支援センターにおける社会参加機会提供数	1,607 回	1,592 回	1,750 回

【目標値の考え方】

- ①障がい者が地域において生活しやすい環境を構築するため、満足度 60.0 点を目指すもの。
- ②前期計画の目標値の達成を目指すもの。
- ③2023(令和5)年実績の 10%の増加を目指すもの。
- ④2023(令和5)年実績の 10%増加を目指すもの。